

土地境界鑑定講座 I



境界確定訴訟について

井野場 秀 臣
弁護士（岩手弁護士会所属）

と き 平成10年2月13日
と ころ 岩手県国保会館

岩手県土地家屋調査士会
土地境界鑑定委員会

目 次

- 一 はじめに 9
 - 1 権利の客体としての土地の特定
 - 2 境界の工法的性質
 - 3 境界と所有権の範囲
 - 4 民地境界の合意、官民境界確定協議
 - 5 合・分筆による筆界の記入
 - 6 裁判による境界の確定

- 二 境界確定訴訟 17
 - 1 訴訟の種類——給付、確認、形成。
 - 2 経界の訴え——裁判所構成法14条2号、旧々民訴法22条項。
 - 3 形式的形成訴訟説（現在の通説、判例である）
 - 4 境界確定訴訟の特質
 - 形成要件の規定がない、実質非訟事件であるが、民事訴訟の形式をとる。
 - イ 認諾、和解、調停ができない。
 - ロ 請求棄却ができない。
 - ハ 自白に拘束されない。
 - ニ 利益変更・不利益変更を禁止されない。
 - ホ 所有権の範囲確認とは違う。時効取得との関係。
 - ヘ 判決の効力は第三者に及ぶ（対世的効力）

三 境界確定資料 29

- 1 公図その他の地図
- 2 公簿面積
- 3 占有状態
- 4 境界標識
- 5 地形、林相・樹齢
- 6 検証
- 7 証言、供述
- 8 主張の合致
- 9 鑑定

四 境界確定訴訟における鑑定 32

- 1 鑑定人の選任、鑑定命令
- 2 鑑定事項
 - イ 現地測量図、公図及び当事者の主張線との対比図
(合成図)
 - ロ 現地及び公簿の地積計算による面積配分図
 - ハ その他
- 3 鑑定書の提出、鑑定証人尋問
- 4 鑑定の留意点
 - イ 中立、公正な立場で行うこと。
 - ロ 正確、合理的であること。
 - ハ 鑑定資料と鑑定結果との関係を明確にすること。

五 結び 34

六 質疑応答 35

境界確定訴訟について 38

講師紹介 40